

暮らしの Information お知らせ

粗大ごみの収集日

西天北五町衛生施設組合
☎01632(5) 1154

■粗大ごみの収集日について

粗大ごみの収集は、4月から11月までの第一金曜日(電話予約による戸別収集を行っています。お申し込みは収集日の前々日の水曜日までです。昨年度までと曜日が変更されていますのでご注意ください)。

■粗大ごみの出し方

- ① 西天北五町衛生施設組合に電話で申し込み、受付番号を取得します。なお、ごみ収集事業者である株式会社スガイ ☎01632(2) 1748でも申し込みいただけます。
- ② 粗大ごみ処理券(シール)を取扱小売店で購入します。
- ③ 処理券に先ほどの受付番号と名前を記入し、粗大ごみの見やすいところに処理券を貼り付けます。
- ④ 申し込み時に打ち合せした日に玄関前に出してください。

■補足事項

直接搬入する場合は、土日、年末年始(12月31日～1月3日)の休み以外はいつでも受入れしています(受入時間は、午前9時～正午、午後1時～午後4時)。

直接搬入する場合は、組合に申し込む必要はありません。直接、西天北リサイクルプラザへ搬入してください。粗大ごみ処理券もプラザで販売しています。

以前の粗大ごみ処理券(500円の記載あり)は使用

回収月	申込締切日	収集日
4月	4月1日(水)	4月3日(金)
5月	4月28日(火)	5月1日(金)
6月	6月3日(水)	6月5日(金)
7月	7月1日(水)	7月3日(金)
8月	8月5日(水)	8月7日(金)
9月	9月2日(水)	9月4日(金)
10月	9月30日(水)	10月2日(金)
11月	11月4日(水)	11月6日(金)

役場からお知らせします!



できません。ごみ袋販売店に古い粗大ごみ処理券をお持ちいただき、追加の40円を支払えば新しい処理券と交換できます。新しい処理券には金額の記載はありません。

日常生活活動支援券

福祉課福祉係

☎01632(2) 1728

天塩町にお住まいで、次に該当する方に「日常生活活動支援券」を交付いたします。希望される方は、印鑑を持参のうえ、福祉課福祉係または雄信内支所へお越し下さい。

交付の対象になる方

【最大 30 枚交付】

- ① 70 歳以上の高齢者

【最大 48 枚交付】

- ② 80 歳以上の高齢者※
- ③ 身体障害者手帳 1～2 級(肢体障害の場合 1～4 級まで) 所持者
- ④ 精神障害者保険福祉手帳 1 級所持者
- ⑤ 療育手帳 A 判定の者
- ⑥ 要介護認定を受けた者

※②～⑥で交付を希望される方は、対応する本人確認書類(運転経歴証明書、身体障害者手帳、精神障害者福祉手帳、療育手帳)をご持参ください。

※②に該当する方のうち、運転免許を返納した方は、**返納したその年度に限り、追加で 24 枚交付**しますので、運転経歴証明書をご持参ください。

※年度の途中から券の交付を受ける方は、月割の枚数となります。

★原則、ご本人しか利用できません

・入浴券として利用する場合、介助が必要な場合はその介助者も利用できます。

・ハイヤー運賃助成券としてご本人以外が利用する場合、買い物などの用事を依頼された介助者や親族の方に限り、利用できます。

・亡くなられた方の券を使用することはできません。交付された方が亡くなったときは、役場へお返しいただけますようお願いいたします。不正利用が判明した場合、券の返還を命じるほか、今後の交付を停止いたします。

★切り取ってしまった券は利用できません

・一度切り取ってしまった券は無効となり、使用することはできません

きません。

・誤って券を切り取ってしまった場合は、券と一緒に冊子をお持ちください。

★紛失による再交付はできません
・券をなくしてしまった場合、再交付はできませんのでご注意ください。ただし、汚損・破損してしまった場合は、残りの枚数分の券を交付します。

「TESHIO-ZINE」配布のご案内

企画商工課広報情報係

☎01632(2) 1001

■町の魅力を表現した冊子、配布します

天塩町に幾度も訪れた日本大 学芸術学部の学生が、天塩町の 人や自然の魅力を表現する冊子 「TESHIO-ZINE」(A5判28頁) を製作・発行しました。希望される方は役場企画商工課にて配布いたします。

※部数には限りがあります。



国民年金

福祉課福祉係

☎01632(2) 1728

■退職した時は届け出を！

会社を退職した時は、厚生年金の加入も終わります。退職した時に60歳未満であれば引き続き国民年金に加入しなければならぬため、役場へ届出が必要となります。また、保険証の扶養に入っていた配偶者についても同様に届出が必要となります。

《手続きに必要なもの》

- ・年金番号のわかる書類
- ※手続きの際に退職した日を確認させていただきます。

■納付は便利な口座振替で！

令和8年度の国民年金の保険料は1ヶ月**1万7920円**です。現金で納付するほかに口座振替制度があります。納め忘れもなく、毎月、金融機関等に行く手間も省けて大変便利です。《お得な割引制度もあります》

- ・早割制度：当月分の保険料を当月末に振替することによって、各月60円割引になります。
- ・前納制度：一定期間の保険料をまとめて振替することに

よって、最大1万7370円割引になります。

《割引額(口座振替納付の場合)》

- ・6ヶ月前納…1220円お得
- ・1年前納…4510円お得
- ・2年前納…1万7370円お得

※4月～9月分の6ヶ月前納、1年前納、2年前納は2月末をもって受付を終了しています。※金融機関との手続きの関係上、振替希望月の前月上旬までにお申し込みください。

種類	保険料の額	免除期間の老齢年金の額	所得審査の対象
免除	全額免除	0円	申請者本人とその世帯主(対象者が失業中の場合は審査対象外)
	3/4免除	4,480円	
	半額免除	8,960円	
	1/4免除	13,440円	
猶予	納付猶予	0円	申請者本人とその配偶者
	学生納付特例	0円	申請者本人

■保険料を納められないとき

経済的な理由などにより保険料の納付が困難なときは「全額免除制度」「一部納付制度」「納付猶予制度」があります(左上表)。また、学生の方には「学生納付特例制度」があります(いずれも所得審査あり)。未納にしてみてください、将来の老齢年金だけでなく、万が一のときに障害年金・遺族年金が受給できない場合があります。免除は過去2年1ヶ月分まで遡って申請が行えます。

《手続きに必要なもの》

- ①年金番号のわかる書類
 - ②所得審査の対象者が失業中の場合は「雇用保険受給資格者証」又は「雇用保険被保険者離職票」
 - ③学生納付特例の申請は「在学証明書」又は「学生証の写し」
- 《追納制度があります》
- 免除や納付猶予を受けた期間の保険料は、10年以内であれば納めることができます。

■年金請求書が届いたら……

年金を受け取る権利のある方には、支給開始年齢に達するお誕生日の約3ヶ月前に、年金請求書が届きます。請求手続きはお誕生日の前日から可能です。

また、66歳以降に請求して受け取る年金額を増やせる繰り下げ請求もごさいます。希望される方はお気軽にご相談ください。《手続きに必要なもの》

- ①通帳
- ②身分証明書

児童手当制度

福祉課福祉係

☎01632(2) 1728

■児童手当制度について

児童手当は、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方に支給されます。

支給額は次のとおりです。

- 4月・6月・8月・10月・12月・2月に、それぞれの前月分までの手当を支給します(例えば、4月の支給日には2～3月分の手当を支給します)。

■認定請求について

お子さまが生まれたときや、他の市町村から転入してきたときには、現住所の市区町村に認定請求書を提出する必要があります。

《認定請求に必要なもの》

- ・通帳の写し

・保護者のマイナンバーが確認できる書類

※ほかの市区町村から転入された方は、前住所地で発行された所得証明書が必要です。

※この他にも、必要に応じて提出いただく書類があります。

■各種届出について

次のいずれかに該当するときは届出が必要です。

- ①児童を養育しなくなつたなどにより、支給対象児童がいなくなつたとき
- ④他の市区町村へ転出するとき

児童の年齢	児童手当の額 (1人あたり月額)
3歳未満	15,000円 第3子以降は30,000円
3歳以上 高校修了前	10,000円 第3子以降は30,000円

※「第3子以降」とは、大学生年代まで(22歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3人目以降をいいます。